

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業 業 ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（<u>汚泥</u>、その他公害の原因となる物質の<u>堆積</u>）を排除する目的を併せ有して実施されるものに限る。） ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの イ 下水道法第一条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業 業 ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（<u>汚</u>でい<u>そ</u>他公害の原因となる物質の<u>たい積</u>）を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。） ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。） 二 <u>工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確</u></p>

- 二 汚泥 その他公害の原因となる物質が堆積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業
- 三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業
- 四 ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

- 実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業
- 四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。（）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの
- 五 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業
- 六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業
- 七 ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシシン類による汚染の防止又はその除去等の事業
- 八 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で、前条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。  
。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限

施設及び設備の整備の事業

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第八号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。  
。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、この法律

る。 ) の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年以前年度の年度に発行について同意又は許可を得たものについては第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表(第二条関係)

事業の区分 第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	国の負担割合 二分の一
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

日後においても、なおその効力を有する。  
の規定は、同

別表(第二条関係)

事業の区分 第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	国の負担割合 二分の一
第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業	二分の一
第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	一 平成十八年三月三十一日までに定められた公害防止計画に基づく事業 二分の一 二 平成十八年四月一日以降に定められた公害防止計画に基づく事業 二分の一以内で政令で定める割合

(削除)	(削除)
第一条第三項第一号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一
第二条第三項第三号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第四号の客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
第一条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一
第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第七号の客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第八号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業	二分の一
第二条第三項第九号の政令で定め	政令で定める割合

	ノリ

改 正 案	現 行
<p>（設置計画の作成等）</p> <p>第三十二条 地方公共団体の長は</p> <p>、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局の委員長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により、緑地等の設置に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（設置計画の作成等）</p> <p>第三十二条 地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）<u>（第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局の委員長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により、緑地等の設置に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。</p>